解散公告

当社は、平成二十二年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

沖縄県糸満市字真栄里二〇〇一番地の一〇

有限会社オメガ実業

代表清算人　幸地　和子

解散公告（第一回）

当確定給付企業年金は、平成二十二年一月三十一日確定給付企業年金法第八十六条に基づき規約が失効したことにより解散いたしましたので、当確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

札幌市中央区南一条西二丁目一一番地

北海道丸井今井株式会社　企業年金

清算人　大野　茂

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

仙台市青葉区片平二丁目一番一号東北大学構内　財団法人東北大学研究教育振興財団

代表清算人　西澤　潤一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十二月十四日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

群馬県館林市花山町三三八六番地

特定非営利活動法人ふれんず

代表清算人　茂木　明子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月二十三日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

埼玉県新座市野火止五丁目一〇番一七号

新座市野火止土地区画整理組合

代表清算人　島村　康二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年八月二十一日開催の定時社員総会の決議に基づき平成二十二年二月十九日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

東京都港区赤坂九丁目六番二八号アルベルゴ乃木坂二階二〇四号

医療法人社団東輝会

代表清算人　猪俣　克則

解散公告（第一回）

当商工会は、平成二十二年三月十九日開催の臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当商工会に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

大阪府堺市美原区北余部六六一番地四

堺市美原商工会

代表清算人　小澤　正三

解散公告（第一回）

当協会は、平成二十二年一月十三日開催の臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日付けをもって解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

鳥取市東町一丁目二二〇

社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会

代表清算人　福田　豊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十四日開催の臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

さいたま市浦和区高砂三丁目一二番九号

社団法人埼玉県農業協同組合合併推進基金協会

代表清算人　江原　正視

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月十五日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

石川県金沢市大桑一丁目六〇番地

金沢市大桑第三土地区画整理組合

清算人代表　桑野　修三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十三日開催の臨時総会の決議及び知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

長野県長野市大字南長野字聖徳五八四番地

社団法人信州経済同友会

清算人　森本　丘利

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月三十日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

愛知県知多郡武豊町字二ツ峯一〇六番地七一

農事組合法人知多カーネーション二ツ峯

団地

清算人　鰐部　悦雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月三日開催の臨時社員総会において平成二十二年三月三十一日解散することを決議したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

愛知県豊橋市駅前大通三丁目六三番地三菱東京ＵＦＪ銀行豊橋支店三階

社団法人豊橋銀行協会

清算人　豊田　愃康

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為に定める存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

兵庫県洲本市物部三丁目九番四三号

財団法人洲本市青少年健全育成協会

代表清算人　齋藤　晴久

解散公告（第二回）

当法人は平成二十二年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

鳥取県米子市尾高町六六番地

財団法人坂口奨学館

清算人　坂口清太郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十年九月十三日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十二年三月十二日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

福岡県久留米市東町四八九番地

学校法人原口学園

清算人　原口千鶴子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年三月一日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月七日

沖縄県豊見城市字饒波五〇〇番地の一

清算法人豊見城市饒波土地改良区

代表清算人　長嶺　章